

日 薬 業 発 第 168 号  
平成 26 年 9 月 22 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会  
会 長 山本 信夫

### 食品の新たな機能性表示制度に係る食品基準(案)への意見提出について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、消費者庁食品表示企画課は、8月28日付で「食品の新たな機能性表示制度に係る食品表示基準(案)」について意見募集を実施しております。

今回の意見募集は、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)及び日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において、いわゆる健康食品等の加工食品等に関し、企業等の責任において科学的根拠を基に機能性を表示できる新たな方策について検討することとされたことを受け、検討・作成された食品表示基準(案)に関するものとなります。

つきましては、この意見募集に対し、本会は別紙のとおり、意見を提出しましたのでお知らせいたします。

なお、本件について意見を提出する場合は、平成26年9月26日を期限として、電子メール、ファクシミリ、郵送のいずれかの方法とされておりますので、併せてお知らせいたします。詳細は、参考をご覧ください。

別 紙:食品の新たな機能性表示制度に係る食品表示基準(案)についての意見募集  
記入様式(日本薬剤師会意見提出事項)

参 考:食品の新たな機能性表示制度に係る食品表示基準(案)についての意見募集

## 食品の新たな機能性表示制度に係る食品表示基準（案）についての意見募集 記入様式

【※氏 名】[公益社団法人 日本薬剤師会 ]  
 (法人その他の団体にあつては名称/部署名等)

【職業（任意）】[ ]

【※住 所】[東京都新宿区四谷 3-3-1 富士・国保連ビル7階]

【※電 話 番 号】[03-3353-1170 ]

【※メールアドレス】[iyaku-hoken@nichiyaku.or.jp ] (お持ちの場合)

【※御 意 見】御意見が条番号又は項目一つにつき 600 字を超える場合、その内容の要旨も記載してください

条番号	項目	御意見・理由
第三条 2	科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該食品が有する機能性	科学的根拠に基づいた機能性表示を行う場合においては、機能性表示が『医薬品の効能・効果』と十分に判別ができるようにする必要がある。 また、消費者がわかりやすいよう平易な言葉や誤解されない表現を用いる等の措置が必要である。
〃	〃	機能性については、科学的根拠に基づき、消費者庁長官に届出を行うこととなる。これらの科学的根拠については、購入者や販売者が適切な情報を理解でき、購入・販売できる環境を整えるためにも、届出の内容について広く閲覧できる体制を構築するべきである。
〃	一日当たりの摂取目安当たりの機能性関与成分の含有量	機能性関与成分の含有量については、誇張した表現や表示とならないよう、その他表示項目に準じた適切な大きさでの標記等をするべきである。
〃	医薬品を服用しているものは医師、薬剤師に相談した上で摂取すべき旨	医薬品のみならず、他の機能性表示食品(健康食品)との相互作用など十分に考えられ、医薬品と同様に医師・薬剤師に相談する旨、注意喚起表示を行うべきである。

## 注意事項

- ① ※印の項目は必ず記入してください。
- ② 1つの御意見に対し1行で記載ください。(行が足りない場合は追加してください。)
- ③ 第3条、第18条、別表第十九の表に関する御意見については、それぞれの表の該当項目名(例:「機能性表示食品である旨」、「科学的根拠に基づく機能性関与成分及び当該食品が有する機能性」等)を上記の表の「項目」欄に記載ください。それ以外のところに関する御意見については、記載する必要はありません。

- ④ お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねます。
- ⑤ 御意見については、基本的にはその要旨を公表いたしますが、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、あらかじめ御了承ください。